

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第79回 憲法改正, 点と線あるいは光と影

—3.26 シンポジウム「自衛隊を憲法に加憲!? ~平和への影響は?市民生活への影響は?」のレポート

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

1 絶妙なタイミング

いわゆる森友文書の改ざん問題で国会が揺れる中で、3月25日、自由民主党の党大会が開催され、本来ならば憲法改正案が正式に決議される運びであったが、それを経ないまま憲法審査会に提案されることとなった。

本シンポジウムは、その翌26日、まさに自由民主党が検討している「9条2項を温存しつつ、自衛隊を憲法に明文化する」という9条改正案について考える企画として、もっともホットなタイミングで開催された。

時期的に国会方面の集会への参加者も多い中で、会場はかなり埋まっており、本シンポへの関心の高さがうかがわれた。

2 流れと真の意図

これまで、第二次安倍内閣は、特定秘密保護法、武器輸出三原則の廃止、自衛権に関する解釈改憲、翌年の安保法制、さらに共謀罪法など、数々の憲法違反の疑いや憲法の基本原理と厳しい緊張関係にある解釈や立法を繰り返してきた。

そして、ついに憲法の条文そのものに直接手を付けようとしている。憲法改正は、これら「一連の流れの中」で、捉えられるべきであろう。

また、安倍首相は、9条改正案について「この改憲で、自衛隊の組織や権限に、何らの変更はなく、ただ、自衛隊を違憲であるとする学者が多いため、憲法に規定して論争に終止符を打つために行う」と説明している。

しかし、異論を封じ込める意図自体問題であるし、これまでと全く変更がないなら、改正する必要もないはずである。むしろ、改正の及ぼす影響については疑いを持ち、法解釈論として、きちんと検証しなければならないであろう。

なお、自由民主党の一部の議員には、「まず、単に自衛隊を明記し、折を見て9条2項を削除する」(二段階改正)という考えもあると言われている。

3 濃厚なシンポジウム

まず、学習院大学大学院法務研究科教授の青井未帆さんによる「自衛隊加憲の改憲案が憲法に与える影響」と題する基調講演があり、その後、青井未帆さんと、ジャーナリスト(東京新聞論説兼編集委員)の半

田滋さん、当会会員で日弁連憲法対策本部の副本部長の伊藤真さんの3者による「自衛隊を憲法に加える憲法改正で何が変わるのか? 変わらないのか?」と題するパネルディスカッション(コーディネーターは当会会員伊井和彦)が行われた。

青井さんの基調講演では、憲法9条の意味内容は、対外的には閉じておらず、諸外国や国際法との関係において捉えられるとされ、また、対内的には生成途上であって、主権者がいかにその内実を充足させるか、すなわち、どういう国にしたいのかが問われているとされた点が、強く印象に残った。

パネルディスカッションでは、半田さんによる自衛隊の実態、特に敵基地攻撃能力問題は、近時の長距離巡航ミサイル導入や、ヘリ空母いずもの通常空母化問題よりも前に、すでに空中給油機とF35ステルス戦闘機を導入している時点で、その能力を獲得していたことや、日本海でも実施された米軍への防護任務を実行していたことなど、自衛権の限界に関する議論がなされないままに、国民の知らないところで、自衛隊の装備や能力が強化されているというお話が、シビリアンコントロールとの関係で極めて重大な問題を含んでいるのではないかと思われた。

伊藤さんのお話は、稠密で、短時間によくぞと思われる内容であり、特に、自衛隊の明文化だけで、強い民主的正当化の力が生まれて、人権制約の根拠となり得るし、また、国民に仕方がないという「空気感」が醸成されて批判的な発言が自己抑制されることに民主主義の危機を感じるとの指摘は、いつか来た道のようにであった。

4 今後の動向

自由民主党大会で成案が決議されなかったことから、憲法改正が事実上困難になったのではないかという見方もあるが、予断を許さないというべきであろう。

会員の中には、自由民主党の路線に賛同する方も少なくないかもしれない。しかし、点ではなく線で、光の当たる面だけではなく隠された意図も探りつつ、批判的視点で考えることは、健全な民主主義の要であろう。

ジェファーソンも「自由な政府は、信頼ではなく猜疑の上に成り立つ」というのだから。